今金町告示第２５号

行政手続法及び今金町行政手続条例に基づく申請に対する処分・不利益処分に係る審査基準、標準処理期間を定めたので、次のとおり告示する。

なお、その関係書類は、今金町総務財政課に備え置いて、常に一般の縦覧に供する。

平成２９年３月３１日

今金町長　外　崎　　秀　人

【整備書類概要】

１	法適用の申請に対する処分	一覧表及び個票
２	法適用の不利益処分	一覧表及び個票
３	条例適用の申請に対する処分	一覧表及び個票
４	条例適用の不利益処分	一覧表及び個票